

第4節 移植医療対策

【基本計画】

- 県民の理解を得るため、臓器提供意思表示カード（ドナーカード）やシールの配布を行うなど普及啓発に努めていきます。
- 骨髄移植に対する意識啓発と登録窓口の拡大を行い、年間1,300人の新規登録者の確保を目標に骨髄ドナー登録者の推進を図っていきます。
また、骨髄移植の実施に必要な無菌病室の整備を進めていきます。

【現状と課題】

現 状

1 臓器移植

- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律が平成21年7月に公布され、平成22年7月に施行されます。
- 改正法では脳死を一般に人の死と認め、本人が拒否しない場合は家族の承諾のみで提供が可能となるほか、15歳未満の子どもからの移植も可能となります。
- 現在、移植のために提供できる臓器は、心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸及び眼球（角膜）となっています。（表2-4-1）
- 県内の脳死で臓器が提供できる施設は21施設となっています。（表2-4-2）
- 県内の臓器移植施設は肝臓1施設、膵臓2施設、小腸1施設、腎臓10施設となっています。（表2-4-3）
- 臓器移植に対する県民の理解を得るため、臓器提供意思表示カード（ドナーカード）やシールの配布を行うなど普及啓発に努めています。
- 医療機関や医療従事者等に対する移植医療に関わる普及啓発を行うため、財団法人愛知腎臓財団に県臓器移植連絡調整者（コーディネーター）を設置しています。
- 角膜移植については、愛知県アイバンクで昭和51年3月から角膜提供登録の活動を行っています。

2 骨髄移植

- 本県では「愛知県骨髄バンク登録推進調整会議」を設置し、骨髄バンクの登録推進の方策について検討しています。
- 骨髄バンクの登録は18歳～54歳までとなっており、登録者（平成21年3月末現在）は、全国で346,218人、うち本県分は18,359人であり、全国では2番目の登録者数となっています。（表2-4-4）
- 骨髄バンクの登録者を増やすため、県では意識啓発用のパンフレットを作成、配布しています。
- 登録受付窓口は、5保健所（一宮、春日井、半田、衣浦東部、豊川）における定期登録受付、全保健所における特別登録受付及び日赤献血ルーム等に

課 題

- 法改正後も本人の意思を尊重するといった臓器移植の基本的理念を広く県民に周知し、引き続き臓器提供意思表示カードの配布等を行う必要があります。
- 15歳未満の子どもからの臓器提供が可能となるなどの改正法の改正点を広く県民に普及啓発を行う必要があります。
- 骨髄ドナー登録者は55歳をもって登録から削除されることから目標達成に向けて、今後も登録機会の拡大及び更なる啓発の実施を行っていく必要があります。

おける受付となっています。

- 県内の非血縁者間の骨髄移植認定施設は11施設となっています。(表2-4-5)
- 平成8年度以降に無菌病室施設整備補助を行った施設は7病院15病室となっています。

【今後の方策】

- 財団法人愛知腎臓財団や愛知県アイバンクと協力して、県民の理解を得るための普及啓発に努めていきます。
- 骨髄ドナー登録者は55歳をもって登録から削除されることから、年間1,300人を目標として新規登録者の確保を図っていきます。
- 骨髄ドナー登録普及啓発に努めていくとともに機会の拡大を図っていきます。
- 骨髄移植施設等において骨髄移植の実施に必要な無菌病室の整備を補助し、県内の骨髄移植の実施体制の充実を図っていきます。

表2-4-1 臓器提供の意思表示

脳死からの臓器提供	心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球（角膜）	（現行法） 本人の意思が書面で表示され、かつ、遺族の反対がない場合に可能
心臓停止後の臓器提供	膵臓	（改正法） 本人が提供を否定しておらず、遺族が提供を承諾する場合に可能
	腎臓・眼球（角膜）	本人が提供を否定しておらず、遺族が提供を承諾する場合に可能

表2-4-2 県内の臓器提供施設

（平成20年10月1日現在）

医療圏	病 院 名	所在地	病 床 数	備 考
名古屋	東市民病院	千種区	498	
	第一赤十字病院	中村区	852	
	(国)名古屋医療センター	中 区	804	
	名大附属病院	昭和区	1,035	
	第二赤十字病院	昭和区	812	
	名市大病院	瑞穂区	808	
	掖済会病院	中川区	662	
	坂文種報徳会病院	中川区	499	
海部	厚生連海南病院	弥富市	553	
尾張東部	藤田保健衛生大病院	豊明市	1,505	
	愛知医科大学病院	長久手町	1,014	
尾張西部	一宮市民病院	一宮市	530	
尾張北部	小牧市民病院	小牧市	544	
知多半島	市立半田病院	半田市	500	
西三河北部	厚生連豊田厚生病院	豊田市	606	
西三河南部	岡崎市民病院	岡崎市	650	
	厚生連安城更生病院	安城市	692	
東三河南部	豊橋市民病院	豊橋市	910	
	豊川市民病院	豊川市	453	
	蒲郡市民病院	蒲郡市	382	
計	21か所			

注：未回答は含まない

（厚生労働省調べ）

表2-4-3 移植関係学会合同委員会により選定された臓器移植施設

(平成21年10月31日現在)

臓器	臓器移植施設
心臓	国立循環器センターはじめ7施設 (県内なし)
肺	岡山大学医学部附属病院はじめ8施設 (県内なし)
肝臓	名大附属病院はじめ13施設(県内:1施設)
膵臓	第二赤十字病院及び藤田保健衛生大病院はじめ16施設(県内:2施設)
小腸	名大附属病院はじめ9施設(県内:1施設)
腎臓	名大附属病院 第二赤十字病院 名市大病院 社会保険中京病院 名古屋記念病院 藤田保健衛生大病院 小牧市民病院 岡崎市民病院 豊橋市民病院 成田記念病院 (県内:10施設、全国:160施設)

注：肺の移植実施施設のうち、国立循環器病センターは心肺同時移植のみ肺移植可能。

表2-4-4 骨髄バンク登録者受付状況

年度	保健所						小計	特別 登録会	献 血 ルーム等	合 計	有効 登録者 数
	岡崎	一宮	半田	衣浦 東部	春日 井	豊川					
11年度	63	163	83				309		640	949	7,291
12年度	53	63	39	47			202	251	534	987	7,871
13年度	124	83	81	71			359	643	693	1,695	9,188
14年度	34	28	18	27			107	959	447	1,513	10,303
15年度		24	25	34	17	6	106	703	519	1,328	11,193
16年度		17	27	25	32	9	110	600	614	1,324	11,989
17年度		17	53	25	35	15	145	1,023	1,233	2,401	13,982
18年度		21	28	14	9	9	81	731	1,280	2,093	15,684
19年度		9	12	2	8	5	36	605	1,157	1,798	17,053
20年度		17	4	8	17	5	51	685	1,055	1,791	18,359

(県健康福祉部)

注：有効登録者数とは、本人の希望等により登録を取り消した数を引いた登録者総数

表2-4-5 骨髄移植認定施設 (平成21年5月現在)

番号	病 院 名	診 療 科 名
1	愛知県がんセンター中央病院	血液・細胞療法部
2	名鉄病院	血液内科
3	名古屋第一赤十字病院	小児血液腫瘍科、内科
4	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	細胞療法チーム
5	名古屋大学医学部附属病院	血液内科、小児科
6	名古屋第二赤十字病院	血液内科
7	名古屋市立大学病院	血液膠原病内科
8	名古屋掖済会病院	血液内科
9	愛知医科大病院	血液内科
10	愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院	血液腫瘍内科
11	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	血液内科

(骨髄移植推進財団)

【用語の解説】

○ 骨髄移植

白血病、重症再生不良貧血、先天性免疫不全症などの血液難病に対する効果的な治療法であり、患者の骨髄幹細胞を他人の健康な骨髄幹細胞と入れ替えることにより、患者の造血機能を改善するものです。ただし、骨髄移植を成功させるためには、患者と骨髄提供者（ドナー）の白血球の型が一致する必要があるため、より多くの骨髄ドナー登録者を増やす必要があります。

○ 骨髄移植認定施設

骨髄移植推進財団が非血縁者間骨髄移植施設について認定基準を設け、診療科単位で認定しています。

第5節 難治性の疾患対策

【基本計画】

- 医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 保健所を中心として地域における保健医療福祉の充実・連携を強化していきます。
- 患者の生活の質(QOL)の向上を目指した福祉施策を推進していきます。

【現状と課題】

現 状

- 1 難病患者への医療費の公費負担状況
 - 特定疾患患者を対象に愛知県独自の疾患を加え、医療費の助成等を行っています。(表2-5-1)
- 2 難病医療ネットワーク
 - 平成11年3月に在宅難病患者が適時・適切に入院できるように難病医療ネットワークを整備しました。また、難病患者に必要な設備整備を行うとともに、拠点病院を中心に相談、研修会等を実施しています。
- 3 難病患者地域ケアの推進
 - 保健所では、難病患者、家族を対象に患者教室を開催するとともに、在宅難病患者を対象に療養支援計画の策定・評価、保健師等による要支援患者の訪問相談、専門医など医療班による医療相談を実施しています。
 - 県医師会が医師会館内に難病相談室（難病相談・支援センター）を常設し、専門医の医療相談、医療ソーシャルワーカーの療養・生活相談を行っています。
 - 県内の専門医等で組織する愛知県特定疾患研究協議会に難病患者の地域ケアに関する研究を委託するとともに、県医師会等と共催で難病講習会を開催し、難病に関する知識普及を行っています。
 - 市町村が実施する難病患者への介護サービス等福祉サービスへ助成を行っています。

課 題

- 難病患者は療養生活が長期にわたることが多いため、今後も、国の施策と整合性を保ちつつ、患者の医療費負担の軽減を図っていく必要があります。
- 難病患者が症状や病気の進行状況に応じ、専門的・系統的に治療が受けられるように、拠点・協力病院と地域の医療機関との連携の充実・強化を図る必要があります。
- 難病患者・家族教室及び難病相談室等を継続して実施し、難病患者の精神面からのケアを充実する必要があります。
- 保健所の広域的、専門的・技術的機能を強化し、保健所を中心に、保健・医療・福祉が一体となった難病患者地域ケアを推進し、在宅難病患者のQOLを重視した在宅ケアを進める必要があります。
- 長期在宅療養者やその家族のQOLの維持・向上を図るため、保健・医療・福祉の連携は必要不可欠であり、地域住民に密着したきめこまかな対応が必要です。

【今後の方策】

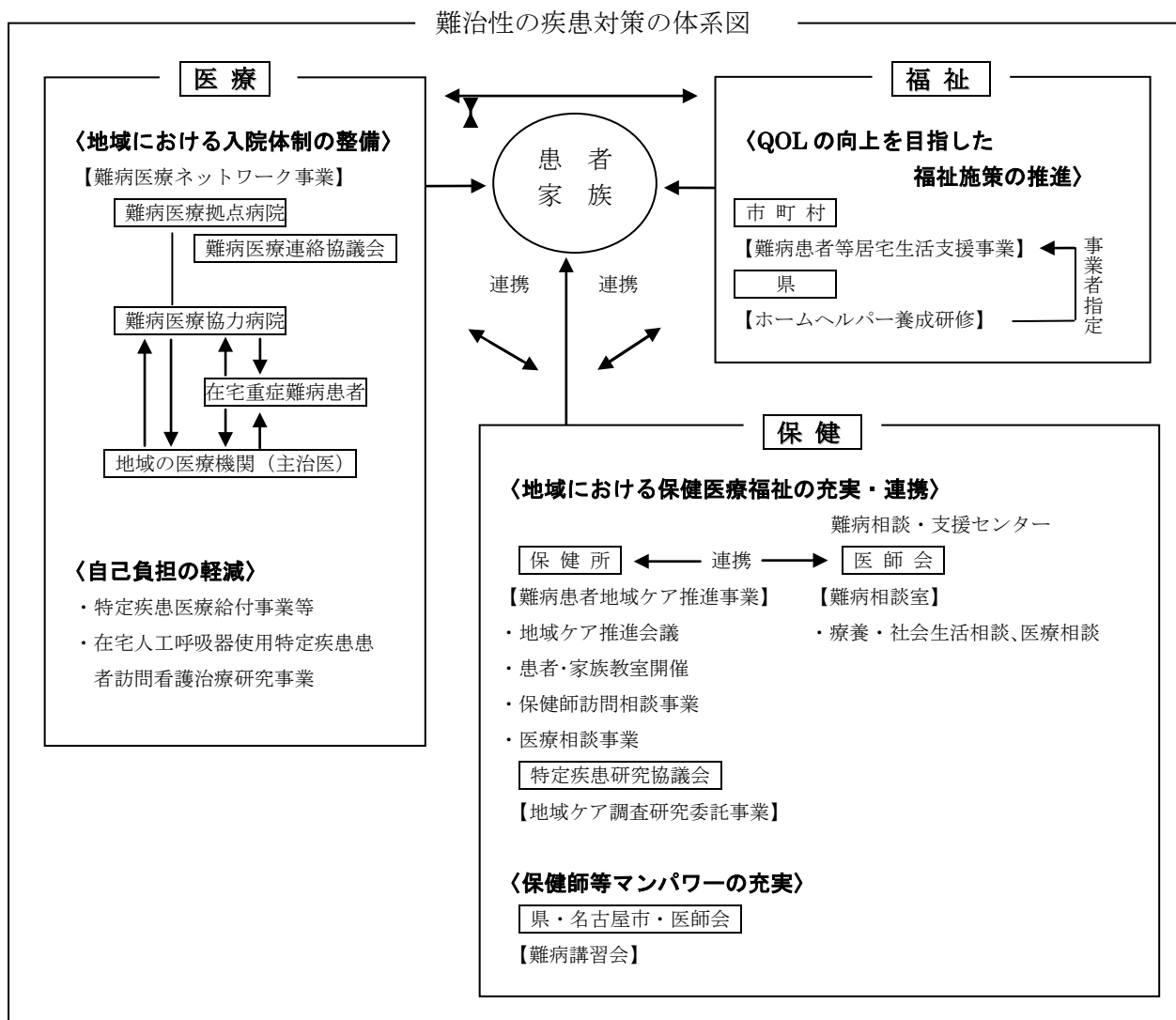
- 国の施策に合わせて医療費の公費負担の対象疾患を見直し、事業の充実に努めます。
- 保健所が中心となって行う難病患者家族教室等の難病患者地域ケア推進事業を継続して実施します。
- 在宅患者の療養生活を支援するためホームヘルプサービスなど市町村が実施する難病患者等居宅生活支援事業の推進に努めます。

表 2-5-1 医療圏別特定疾患認定患者数

平成 20 年度末

	計	名古屋	海 部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部	東三河北部	東三河南部
神経系	7,486	2,374	314	161	507	534	844	588	405	935	76	748
膠原病	6,818	2,186	313	126	469	507	679	522	411	837	58	710
血液系	1,582	465	86	39	103	128	173	105	95	221	21	146
消化器系	8,402	2,614	403	181	510	624	852	653	627	1,227	46	665
その他	5,535	1,752	224	104	394	322	586	435	395	681	60	582
計	29,823	9,391	1,340	611	1,983	2,115	3,134	2,303	1,933	3,901	261	2,851

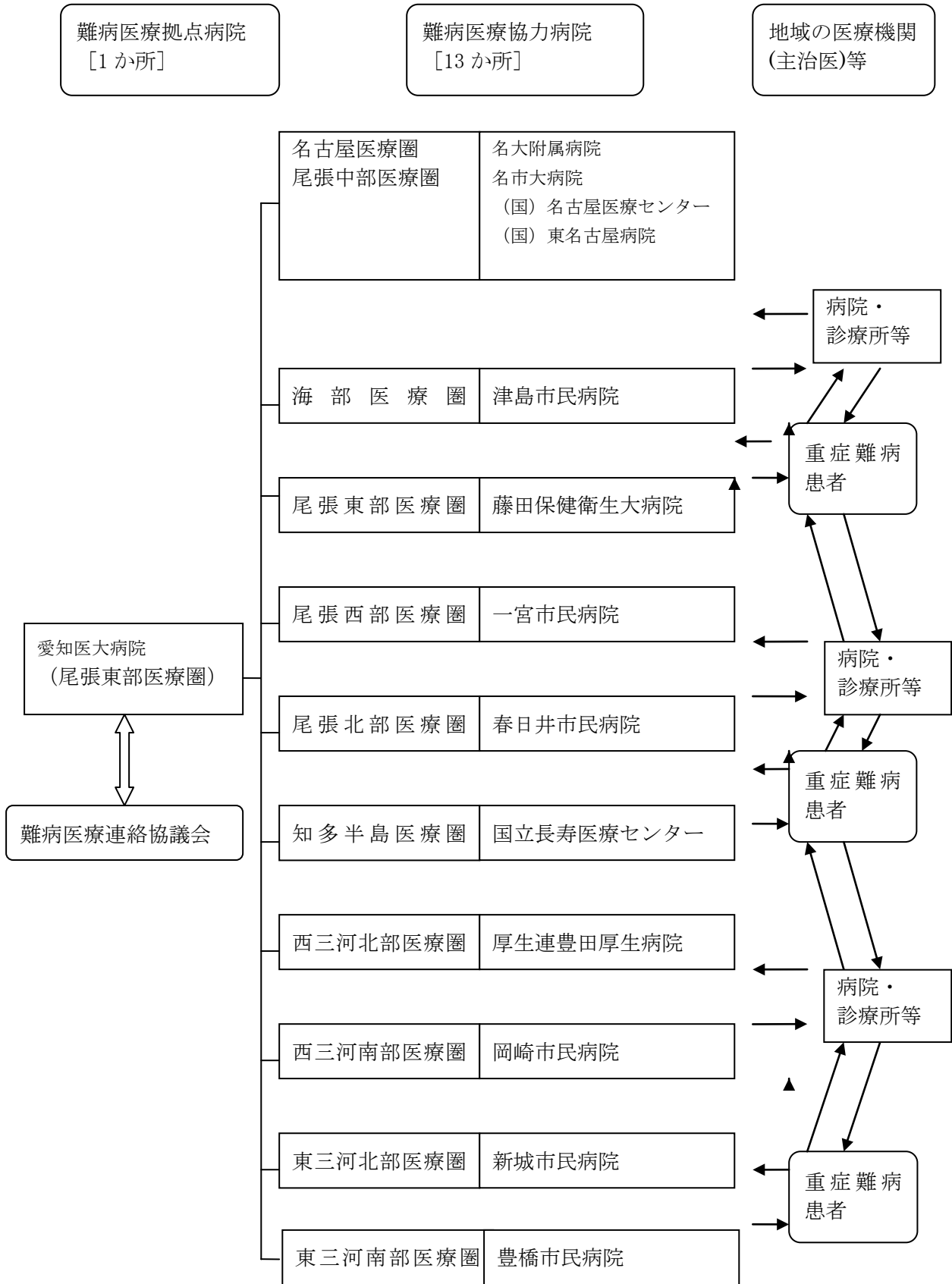
資料：特定疾患医療給付受給者数一覧



【体系図の説明】

- 重症難病患者の地域における入院体制整備を目的とした難病医療ネットワーク推進事業及び医療費の自己負担を軽減するための医療給付事業を実施しています。(医療施策)
- 地域における保健医療福祉の充実・連携を図るため保健所を中心とした難病患者地域ケア推進事業及び特定疾患研究協議会や県医師会との連携による事業を実施しています。(保健施策)
- 難病患者のQOLの向上を目指した難病患者等居宅生活支援事業を実施しています。(福祉施策)

愛知県難病医療ネットワーク（平成 21 年 10 月 1 日時点）



用語の解説

○ 難病

国は昭和 47 年 10 月に「難病対策要綱」を定め、純医学的観点と患者の置かれている臨床像及び社会的立場という観点から「難病」の概念を整理し、次に該当する疾病を難病として行政施策の対象としています。

- ① 原因が不明で、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

○ 難病相談・支援センター

国は平成 15 年度から難病患者・家族等の療養上、生活上での様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる難病・相談支援センターを設置することとしています。愛知県においては、愛知県医師会が昭和 56 年 4 月に全国に先駆けて常設の難病相談室を開設していることから、これを難病相談・支援センターとして位置づけています。